

香川労働局発表
平成27年1月14日

担 当	香川労働局労働基準部
	監督課長 吉見 友弘
	労働時間設定改善指導官 大倉 幸一
	電話 087-811-8918
http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/	

香川働き方改革推進本部 第1回本部会議を開催 ～働き方の見直しに向け、香川県及び労使団体と連携して取組を進めます～

香川労働局（局長 加藤敏彦）では、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など、従来の働き方を見直す「働き方改革」を進めていくため、1月7日に「香川働き方改革推進本部」（本部長：香川労働局長）を設置し、第1回本部会議を1月20日に開催します。

長時間労働対策の強化は政府の重要な課題の一つとなっていますが、香川県下においては、労働時間が全国と比べて長い状況にあり、働き方改革の実現に向けた取組を進めることは、人口の県外流出を防ぎ、地元企業に優秀な人材が就職し、定着することにも資すると考えられます。

当本部においては、県及び労使団体とも連携しながら、働き方改革を推進していくための方策について協議するとともに、労働局長など労働局幹部が企業トップを訪問し、働き方改革の推進を働きかけることなどによって、働き方の見直しに向けた地域全体の機運の醸成を図っていくこととします。

香川県内における平成25年の総実労働時間は1,831時間（事業所規模5人以上）で、全国と比べて85時間長い状況（出典：毎月勤労統計調査、厚生労働省、県政策部統計調査課）。

働き方改革を推進していくための方策について協議するため、労働局、県及び労使団体トップで構成される本部会議を開催。

第1回本部会議

日時 平成27年1月20日（火） 10:00～12:00

場所 高松サポート合同庁舎 7階 702会議室

議題 働き方改革を推進していくための基本方針について 他

構成メンバー 設置要綱3のとおり

労働局長など労働局幹部が企業トップを訪問し、働き方改革の推進を働きかけ。

香川働き方改革推進本部 設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直しなど、従来の働き方を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

特に、香川県下においては、総実労働時間が全国と比較して長い状況にあり、長時間労働の解消を始めとする働き方改革の実現は、人口の県外流出を防ぎ、地元企業に優秀な人材が就職し、定着することにも資すると考えられる。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや地域全体の気運の醸成を図ることを目的とする。

2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、香川労働局に、香川働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

3 構成メンバー

本部長	香川労働局長
副本部長	香川労働局労働基準部長
本部員	日本労働組合総連合会香川県連合会会長 香川県経営者協会会長 （一社）香川労働基準協会会長 香川県商工労働部長 香川労働局職業安定部長 香川労働局雇用均等室長
事務局長	香川労働局労働基準部監督課長

4 実施内容

- (1) 働き方改革の推進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の推進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の推進のために必要な取組

5 会議

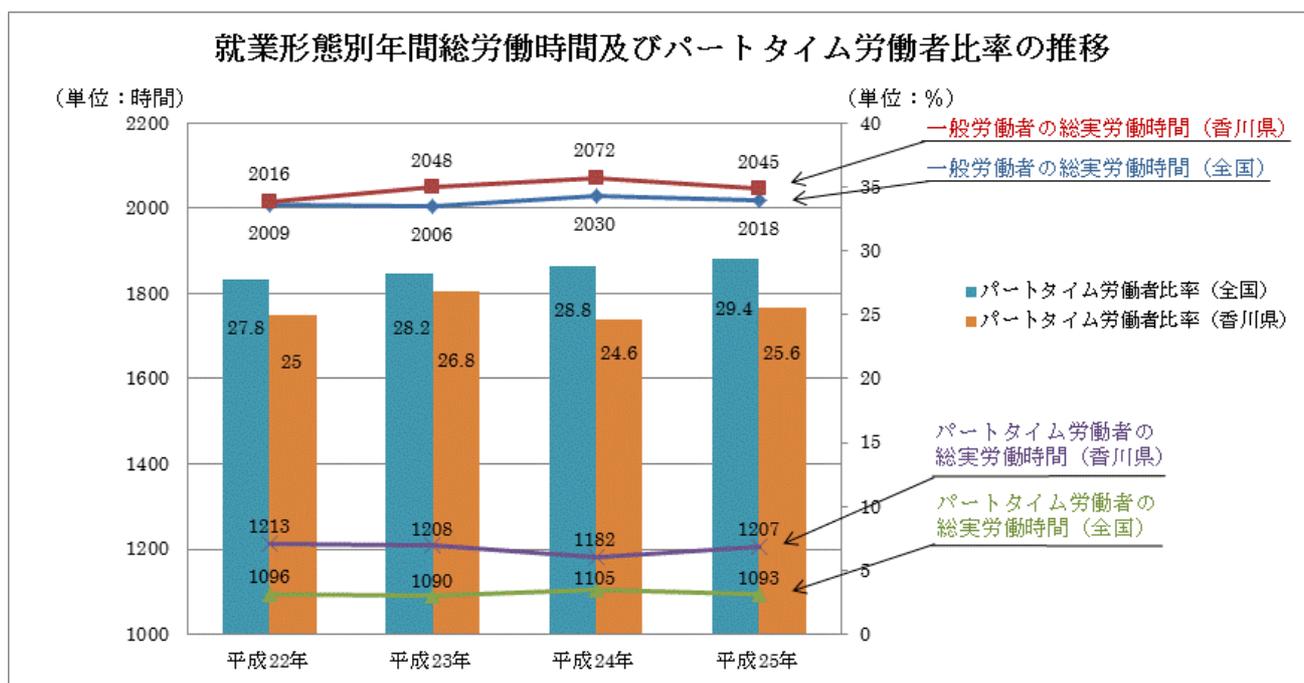
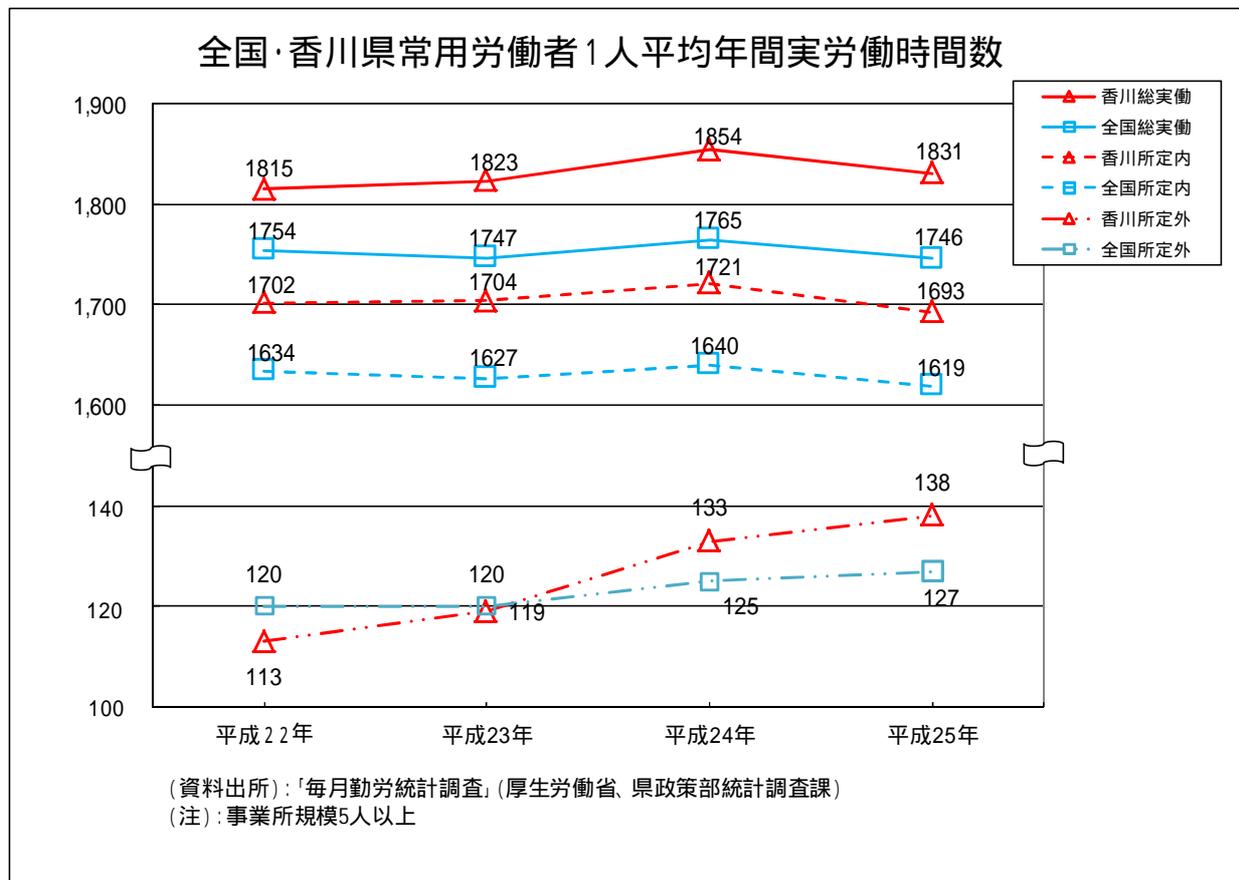
構成メンバーによる協議及び情報交換等を行うため、本部長は、必要に応じ会議を招集する。

6 庶務

本部の庶務は、香川労働局労働基準部監督課において処理する。

(参考) 香川県における労働時間等の現状 (出典: 毎月勤労統計調査、事業所規模5人以上)

- 平成25年の総実労働時間は1,831時間で全国と比べ85時間長い。
- パートタイム労働者比率(25.6%)が全国(29.4%)と比べて低く、正社員比率が高い。



長時間労働削減推進本部（厚生労働省本省）

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（平成26年9月30日）

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局 労働基準局長

過重労働等撲滅チーム

- ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
相当の時間外労働時間が認められる事業場等
過労死等に係る労災請求がなされた事業場等
を対象に、重点監督を実施。
- ② 相談体制の強化
- ③ 労使団体への要請
- ④ 過労死等の防止に向けた取組

働き方改革・休暇取得 促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

省内長時間労働削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等
を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策について
- ② 早期退庁・休暇取得促進方策について
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例について

各都道府県労働局に設置
（平成27年1月予定）

香川働き方改革推進本部

（本部長 香川労働局長）

企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ
（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 県、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体
における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）

「地方創生」に つなげる

仕事と生活の調和を図る
ことができる環境の整備

地域の特性を生かした、
魅力ある就業の機会の創出

香川労働局に「**香川働き方改革推進本部**」を設置（平成27年1月7日）

企業経営陣への働きかけ・支援、地域における働き方改革の気運の醸成

県や地域の経済団体・労働団体と一体となって、働き方改革を推進していくための方策について協議

労働局長や労働基準部長から企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ

働き方・休み方改善コンサルタントによる企業に対する助言等の支援

企業における**先進的な取組事例の収集、周知**

先進的な取組事例等について、厚生労働省が開設する**ポータルサイト**を活用して**情報発信**（平成27年1月開設予定）

事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成

企業の自主的な働き方の見直しを推進

地域における働き方改革の気運の醸成